

令和3年度第5回日本スポーツ少年団委員総会 議事録

日時：令和4年2月26日（土） 13時00分～14時30分

場所：新型コロナウイルスの影響により Web 会議システムを用いたリモート開催

※事務局は JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 12 階大会議室「スタジアム」から参加

出席者：＜本部長・副本部長＞ 4名

泉本部長、遠藤副本部長、大西副本部長

※委任：萩原副本部長

＜常任委員＞ 9名

伊藤、富田、佐藤、望月、真砂、小山、工藤、河内の各常任委員

※委任：原常任委員

＜委員＞ 45名

江渡（青森県）、白根（岩手県）、郡山（宮城県）、柏倉（山形県）、高橋（福島県）、鈴木（茨城県）、橋本（栃木県）、松本（群馬県）、尾崎（埼玉県）、本城（千葉県）、田村（東京都）、安倍（神奈川県）、佐藤（山梨県）、清水（長野県）、高橋（新潟県）、横山（富山県）、川村（石川県）、横井（福井県）、宮崎（三重県）、安田（岐阜県）、園田（滋賀県）、山本（京都府）、平山（奈良県）、安川（和歌山県）、大森（島根県）、延原（岡山県）、岡（山口県）、住谷（香川県）、秋本（徳島県）、明比（愛媛県）、見城（福岡県）、伊東（佐賀県）、神田（長崎県）、牧（大分県）、小嶋（宮崎県）、武田（鹿児島県）、真栄城（沖縄県）の各委員

※委任：生島（北海道）、福原（秋田県）、海野（静岡県）、手嶋（愛知県）、河野（兵庫県）、山崎（高知県）の各委員

※代理出席：山崎（鳥取県）、有村（熊本県）

※欠席：河野（大阪府）、本川（広島県）の各委員

＜事務局＞青田部長、加藤課長、金谷担当課長、他少年団課員5名

構成員の2分の1以上の出席【総数60名のうち出席58名（委任含む）】により会議成立。

（「日本スポーツ少年団設置規程」第15条）

日本スポーツ少年団設置規程第14条第2項により、泉本部長を議長として議事に入った。

【議案】

1. 令和4年度日本スポーツ少年団活動計画について

令和4年度活動計画案について、新型コロナウイルスの影響を踏まえた特例的な対応をとる事業等、例年の内容から変更が生じている部分を中心に説明の上、今後の調整や最終的な判断は、本部長および事業を所管する専門部会長に一任いただくことについて諮り、これを承認。

＜質問・意見等＞

平山委員：令和4年度は軟式野球交流大会を奈良県で開催する。前年度（令和3年度）、前々（奈良県）年度（令和2年度）と同大会が中止となり視察も行えていないが、万全の準備をしてみたい。ご不便をおかけする点もあると思うが、どうかご理解ご協力いただきたい。

2. 令和4年度日本スポーツ少年団予算について

令和4年度予算案について、前年度から大きく変更となる点を中心に説明。今後は、令和4年3月4日開催予定の日本スポーツ協会（以下「JSP0」という。）理事会で最終承認を得る予定であること、また、補助・助成元の査定等により補助金額等に変更が生じる可能性があることを併せて説明の上、今後の調整や最終的な判断は本部長に一任することについて諮り、これを承認。

3. 日本スポーツ少年団設置規程の改定について

日本スポーツ少年団設置規程を以下のとおり改定する旨諮り、原案のとおり承認。

また、今後の手続きとして令和4年4月22日開催予定のJSP0理事会で最終承認を得たうえで改定施行される旨説明するとともに、文言の修正が必要になった場合の対応を本部長に一任することを併せて承認。

○JSP0加盟団体の表記（第2条第2項）

JSP0定款等と表記を合わせるため「都道府県体育協会等」を「都道府県体育・スポーツ協会」へ変更する。

○委員総会の回数（第14条第2項）

委員総会の回数について、昨今の書面決議における開催実績等を踏まえ、「毎年2回開催」の前に「原則として」を追記する。

○委員総会、常任委員会の決議（第16条、第18条第4項）

委員総会および常任委員会の決議事項について、当該事項において特別の利害関係を有する構成員は決議には加わらない旨の文言を追記する。

4. 日本スポーツ少年団役員候補者選定委員会規則の改定について

日本スポーツ少年団役員候補者選定委員会規則を、以下のとおり改定する旨諮り、原案のとおり承認。

○JSP0加盟団体の表記（第4条）

JSP0定款等と表記を合わせるため「都道府県体育（スポーツ）協会」を「都道府県体育・スポーツ協会」へ変更する。

○選定委員会委員の選任を審議する会議体（第4条）

本部長や副本部長に欠員が生じた際、より迅速に候補者選定の手続きを行うことができるようにするため、選定委員会委員の選任を審議する会議体を「日本スポーツ少年団委員総会」から「日本スポーツ少年団常任委員会」へ変更する。

○選定委員会委員の任期（第5条）

現行の任期である「当該役員を推挙する日本スポーツ少年団委員総会終結の時まで」を、JSP0評議員・役員、日本スポーツ少年団役員や各専門部会員等の任期に合わせて、「当該役員が選任される事業年度の日本スポーツ協会定時評議員会終結の時まで」へ変更する。

○本規則の変更を審議する会議体（第7条）

本規則の変更を行う会議体について、第4条の改定に合わせて、「日本スポーツ少年団委員総会」から「日本スポーツ少年団常任委員会」へ変更する。

5. 令和3年度スポーツ少年団緊急対策プロジェクト報告書について (スポーツ少年団改革プラン2022)

スポーツ少年団緊急対策プロジェクト（以下「緊急対策プロジェクト」という。）においてとりまとめた「令和3年度スポーツ少年団緊急対策プロジェクト報告書」（以下「報告書」という。）について、以下概要のとおり説明。

また、報告書に記載している国の第3期スポーツ基本計画は、現時点では未確定の段階であるため、令和4年3月末頃に当該計画が確定され次第、該当箇所の差替えを行う必要があるため、文言等の修正が必要になった場合の対応については本部長に一任することについて説明の上諮り、原案のとおり承認。

<概要>

- ・報告書では、「スポーツ少年団改革プラン2022」（以下「改革プラン」という。）を中核としつつ、その内容に加えて、令和3年度緊急対策プロジェクトにおける取組全体をとりまとめている。具体的には、「改革プラン」に加え、プロジェクト設置経緯や改革プランに込めた願いなどをまとめた「メッセージ」、登録者数の状況をまとめた「スポーツ少年団の概況」、改革プランの実施に向けた「スケジュール」および「資料編」にて構成することとした。
- ・「改革プラン」の取組内容は、今後JSPOが策定する2023年度から5年間の中期事業方針である「スポーツ推進方策2023（仮称）」（以下「推進方策2023」という。）と、「推進方策2023」の実務レベルでの指針となる「日本スポーツ少年団第11次育成5か年計画（アクションプラン）」（以下「アクションプラン」という。）にそれぞれ落とし込むこととなる。
- ・今後の具体的な取り進めにあたっては、緊急対策プロジェクトがアクションプランの策定に向けた協議・検討の実質的な主体となり、各専門部会に意見を伺いながら取り進める流れとなる。
- ・アクションプランの原案は本年11月には固め、都道府県スポーツ少年団にも意見聴取を行い、最終的には、令和5年3月開催予定の委員総会で承認いただくよう取り進めていく。

6. 令和6年度全国スポーツ少年大会および全国スポーツ少年団競技別交流大会の開催地等について

令和6年度の全国スポーツ少年大会の開催地を秋田県とすること、ならびに、軟式野球交流大会の開催地を鳥取県、剣道交流大会の開催地を大分県、バレーボール交流大会の開催地を愛媛県とすることについて諮り、これを承認。

また、令和5年度競技別交流大会のうち本部長一任となっていた剣道交流大会の開催地を群馬県に決定したことを併せて報告。

【報告事項】

1. 令和3年度日本スポーツ少年団ブロック会議の終了について

各ブロックともオンライン開催に変更となったが、開催主管県の協力により予定通り終了したことを報告。

2. **日本スポーツ少年団指導者・リーダー規程の改定に向けた検討状況について**

リーダー養成に関する各種内容の見直しに向けて、日本スポーツ少年団指導者・リーダー規程に定めるリーダーの育成目的と定義の改定、ジュニア・リーダースクールおよびシニア・リーダースクールのプログラム内容の改定、シニア・リーダースクールの参加条件の改定についてそれぞれ説明。

今後の手続きとして、具体的な規程改定の審議は次回以降の常任委員会で行う予定であることを報告。

3. **日本スポーツ少年団第10次育成6か年計画-アクションプラン2017-の今年度（5年次）の取組状況について**

第10次育成6か年計画-アクションプラン2017-の5年次の主な取組について、重点アクションと位置付けている項目を中心に、実施内容や次年度（令和4年度）に向けた展望等を報告。

4. **令和4年度会議日程について**

令和4年度の日本スポーツ少年団委員総会の会議日程について報告。

以上、14時30分閉会。